

# 麻生スポーツセンター 利用料金改定のお知らせ

## 1. 改定理由

利用する方としない方との負担の公平性・公正性の確保と令和元年 11 月の消費税の引上げ分の適切な転嫁のための取組として、使用料の見直しを行います。

## 2. 改定対象

- 施設専用利用料(大体育室・小体育室・第一武道室・第二武道室・研修室)
  - 設備専用利用料(各種スポーツ器具・放送器具)
  - 個人利用料 (スポーツデー・トレーニング室)
- ※駐車場料金の改定はありません。

## 3. 改定日

令和5年4月1日(土)

＝経過措置＝

令和5年3月31日までに利用申請した場合、実際の利用日が4月1日以降であっても、改定前の料金が適用されます。

## 4. 改定例

	旧料金(令和5年3月31日申請分まで)	新料金(令和5年4月1日申請分から)
施設専用利用料 (例:大体育室 入場料徴収なし 全面 午前区分利用)	6,930 円	7,620 円
個人利用料 (例:トレーニング室 18歳以上)	220 円	240 円

※令和5年3月31日までに利用申請したものについては、令和5年4月1日以降の利用日であっても改定前の料金が適用されます。

麻生スポーツセンター 館長